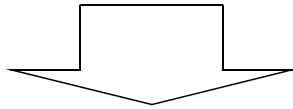


資料 1

【法務省刑事局】

性犯罪の罰則の改正に関する法制審議会の審議状況等

- 平成26年10月～平成27年8月
「性犯罪の罰則に関する検討会」
 - ・ 刑事法研究者，法曹三者，被害者支援団体関係者等による検討



- 平成27年10月9日
法制審議会に諮問
法制審議会（総会）において審議
- 平成27年11月～平成28年6月
法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会において審議
 - ・ 合計7回の審議（被害者等からのヒアリングを含む）
 - ・ 平成28年6月16日（第7回会議）において要綱（骨子）の取りまとめ
- 平成28年9月12日
法制審議会（総会）において審議の上，
法務大臣に答申

性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する 要綱（骨子）の概要

- ① 強姦罪等の構成要件の見直し（第一，第二）
行為者及び被害者の性別を問わず，「性交等」（性交，肛門性交，口腔性交）を重い処罰の対象とする。
※ 現行法は，「女子」に対する「姦淫」（性交）のみを強姦罪として重い処罰の対象としている。
- ② 法定刑の引上げ（第一，第二，第五，第六）
 - 強姦罪，準強姦罪
「3年以上の有期懲役」→「5年以上の有期懲役」
 - 強姦等致死傷罪
「無期又は5年以上の懲役」→「無期又は6年以上の懲役」
 - これに伴い，集団強姦等罪（4年以上の有期懲役），集団強姦等致死傷罪（無期又は6年以上の懲役）を廃止。
- ③ 監護者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした場合に関する罰則の新設（第三）
18歳未満の者を現に監護する者（例：父母等）であることによる影響力があることに乗じて，性交等・わいせつ行為をした場合（暴行・脅迫不要）
→ 強姦罪・強制わいせつ罪と同様の法定刑で処罰
- ④ 性犯罪の非親告罪化（第四）
強制わいせつ罪，準強制わいせつ罪，強姦罪，準強姦罪，わいせつ・結婚目的の略取・誘拐罪を，非親告罪化。
※ 改正法施行前の行為についても，原則，非親告罪として取り扱う。
- ⑤ 強姦と強盗とを同一機会に行った場合の罰則整備（第七）
強姦行為と強盗行為とを同一機会に行った場合は，その先後を問わず，「無期又は7年以上の懲役」とする。
※ 現行法では，
強盗が先行 → 無期又は7年以上の懲役
（強盗強姦罪：241条）
強姦が先行 → 5年以上30年以下の懲役
（強姦罪と強盗罪の併合罪：177条及び236条）

要綱（骨子）

第一 強姦^{かん}の罪（刑法第七十七条）の改正

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、五年以上の有期懲役に処するものとする。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とすること。

第二 準強姦の罪（刑法第七十八条第二項）の改正

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乘じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、第一の例によるものとする。

第三 監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設

一 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、刑法第七十六条の例によるものとする。

二 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第一の例によるものとする。

三 一及び二の未遂は、罰するものとする。

第四 強姦の罪等の非親告罪化

一 刑法第八十条を削除するものとする。

二 刑法第二百二十九条を次のように改めるものとする。

第二百二十四条の罪及びこの罪を幫助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

三 一及び二の適用範囲

一 及び二に係る規定（以下「改正規定」という。）により非親告罪化がされる罪であつて、改正規定の施行前に犯したものについては、改正規定の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなつてゐるものを除き、改正規定の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができるものとする。

第五 集団強姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪（刑法第七十八条の二及び第八十一条第三項）の廃止

刑法第七十八条の二及び第八十一条第三項を削るものとする。

第六 強制わいせつ等致死傷及び強姦等致死傷の各罪（刑法第八十一条第一項及び第二項）の改正

一 刑法第七十六条若しくは第七十八条第一項若しくは第三の一の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処するものとする。

二 第一、第二若しくは第三の二の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処するものとする。

第七 強盗強姦及び同致死の罪（刑法第二百四十一条）並びに強盗強姦未遂罪（刑法第二百四十三条）の改

正

一 次の1に掲げる罪又は次の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯した者は、無期又は七年以上の懲役に処するものとする。ただし、いずれの罪も未遂罪であるときは、その刑を減輕することが出来るものとする。

1 第一若しくは第二の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は第六の二の罪（第三の二の罪に係るものを除き、人を負傷させた場合に限る。）

2 刑法第二百三十六條、第二百三十八條若しくは第二百三十九條の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又

は同法第二百四十条の罪（人を負傷させた場合に限る。）

二 一ただし書の場合において、自己の意思によりいずれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除するものとする。

三 一の1に掲げる罪又は一の2に掲げる罪の一方を犯した際に他の一方をも犯し、いずれかの罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処するものとする。